

消費者安全確保地域協議会設置に関する先進事例集

令和4年11月

福島県生活環境部消費生活課

目

次

1	消費者安全確保地域協議会とは	1
2	先進事例	
(1)	耶麻郡西会津町（令和2年12月22日設置）	4
(2)	南相馬市（令和3年3月30日設置）	11
(3)	福島市（令和3年8月11日設置）	15
(4)	石川町（令和4年4月1日設置）	20
(5)	広野町（令和4年5月13日設置）	26
(6)	鏡石町（令和4年8月4日設置）	32

1 消費者安全地域確保協議会とは

(1) 背景

平成21年に消費者庁が設置されましたが、高齢化の進行や複雑化、多様化する消費者被害が発端となり、地域社会において消費者被害に遭いやすい高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方を守るための見守りネットワークの整備を図ることを目的として、消費者安全法（以下「法」という。）の一部改正が行われ、平成28年4月に施行されました。

(2) 定義

消費者地域確保地域協議会（以下「協議会」という。）は、多種多様な見守りの担い手が、日々の見守りの中で気づいた高齢者等の消費者被害を、迅速かつ確実に地域の消費生活センターや消費相談窓口への相談へつないでいくためのネットワークです。

また、協議会は、法第11条の3第1項に規定する法定協議会です。

(3) 協議会の構成員

消費生活担当課が中心となりますが、一度消費者トラブルに遭われた高齢者等は、その後も繰り返し消費者トラブルに見舞われる可能性が高いことから、消費生活相談が解決した後も高齢者等への様々な支援や見守りが必要であるため、福祉担当課との連携が重要となります。

また、行政機関だけでなく、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、金融機関、コンビニエンスストア、さらには、高齢者宅等を定期的に訪問する郵便局、新聞販売店、宅配業者、電力・ガス事業者など、幅広い分野からの協力を得ることで、高齢者等への見守り強化につながることを期待されますので、構成員になってもらえるように働きかけてください。

どのような団体等に構成員になってもらうのか、地域の実情に合わせて検討をお願いします。

(4) 期待される役割及びメリット

- ・高齢者等の消費者被害について地域の消費生活センターや消費生活相談窓口へ迅速かつ確実につなぐ仕組みが確立され、消費者被害の未然防止・拡大防止につながります。
- ・地域での高齢者等の消費者被害の情報について、構成員間での情報共有が図れることで、同様の被害の未然防止に寄与します。
- ・個人情報保護法の例外規定の適用により、協議会において必要な個人情報の共有が可能になり、より効果的な見守り等の活動が期待できます。
- ・高齢者等の消費者被害を契機に、必要な福祉サービス等を受けていない高齢者等の情報を福祉部門へ提供し、福祉サービスへつなぐことができます。

(5) 協議会の設置形態（以下、先進事例での「設置形態」で引用します。）

- ①新たに協議会を立ち上げるもの
- ②既存のネットワークを活用し、設置要綱等に協議会も盛り込むもの
- ③既存のネットワークを活用し、会議の席上、協議会も兼ねる旨の了解を得て議事録として残すもの

<参 考>

【消費者安全法（抜粋）】

（消費者安全確保地域協議会）

第十一条の三 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

（協議会の事務等）

第十一条の四 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2 協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があつた場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

（秘密保持義務）

第十一条の五 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第十一条の六 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（消費生活協力団体及び消費生活協力員）

第十一条の七 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。

二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする事。

四 前三号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であつて、内閣府令で定めるものを行うこと。

3 地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(秘密保持義務)

第十一条の八 消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前条第二項各号に掲げる活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【関連資料】

・高齢者・障がい者の消費者トラブル 「見守りガイドブック」 消費者庁

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/teaching_material_003.html

・令和2年4月24日付け消地協第104号消費者庁地方協力課通知

「消費者安全確保地域協議会の設置に対する阻害要因に関するQ & A」

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/network/pdf/local_cooperation_cms_200520_01.pdf

1 耶麻郡西会津町

◆担当部局

商工観光課

◆人口

5,912人 (直近の住民基本台帳登録人口)【令和3年6月1日現在】

◆面積

298.2km²

◆高齢化率

47.70% (直近の65歳以上人口)【令和3年6月1日現在】

◆市町村紹介

西会津町は、名峰・飯豊山麓に位置し、中央の野沢盆地に阿賀川が流れています。町の面積の86%が緑の山野になっており、四季折々の草花が満ちあふれる町です。「会津の霊地」信仰の里として古い歴史と美しい自然に恵まれた人情豊かな町です。

今もなお、旧宿場町を活かしたレトロな街並みや、棚田や清流などの日本の田舎らしい原風景が残る町です。西会津町では、土壌分析を行い必要な微量なミネラル成分を補う方法で栽培された野菜と米の生産に力を入れています。また、菌床しいたけと菌床きくらげの栽培に力を入れており、一大産地を目指しています。

■協議会の設置日

令和2年12月22日

■協議会の名称

西会津町高齢者等あんしん見守りネットワーク会議

■設置形態

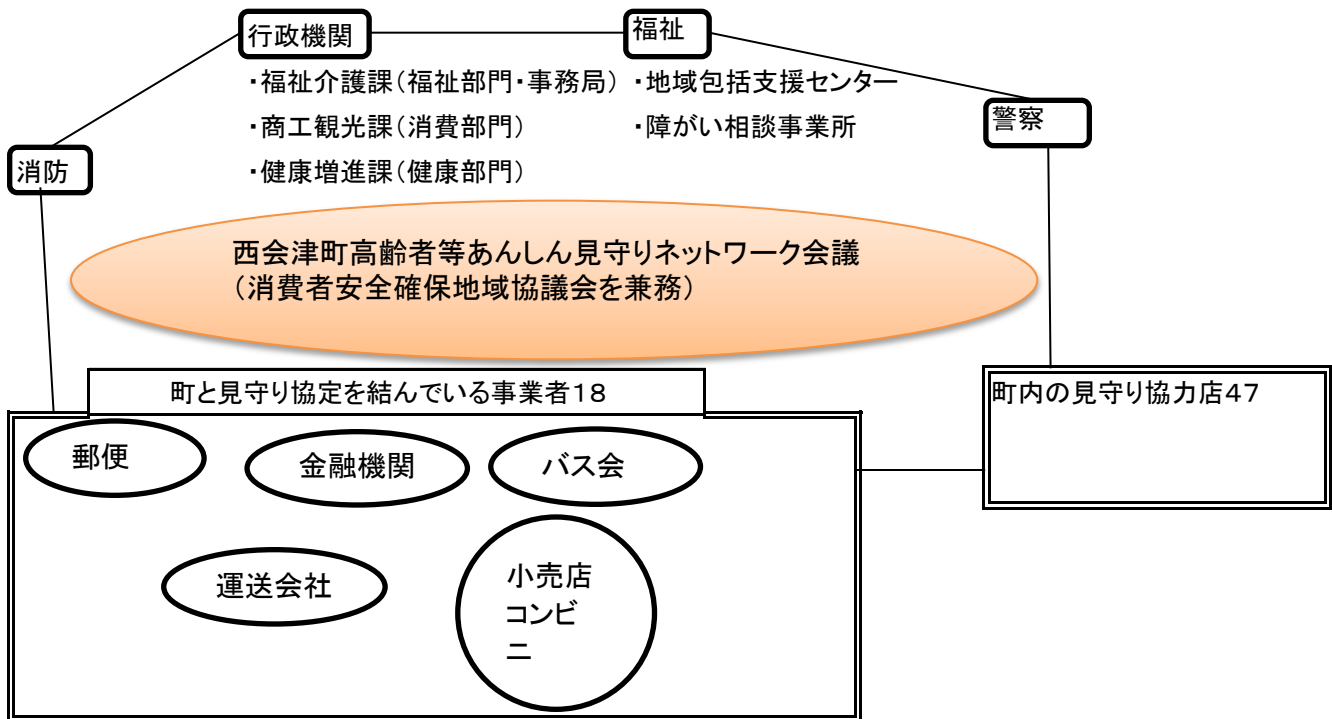
(5)－③

■開催頻度

年1回

■協議会の概要

福祉部門で持っていた既存ネットワークを活用し、そのまま協議会を兼ねることに



■協議会のポイント

- △既存のネットワークの確認など役場内の関係部署との連携がうまくいき、県の説明から1か月で設置。
- △ネットワークの構成員については、消防、警察に加え、町と見守り協定を結んでいる事業者や多くの個人事業者が参加しており、多方面からの見守りが可能。

■協議会設置までの経緯

平成28年2月 健康福祉課(現 福祉介護課)主導で「高齢者等あんしん見守りネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置。
町内事業者の他、社協、福祉施設が加入。
平成29年1月 警察、消防も枠組みに参加。
令和2年11月18日 県と「消費者安全確保地域協議会」の設置に関する打ち合わせを行う。
商工観光課より同協議会に「高齢者あんしん見守りネットワーク」を組み込むことを福祉介護課に依頼。
令和2年12月22日 ネットワーク会議において、「消費者安全確保地域協議会」を兼ねることを提案し、了承される。

■個人情報の取扱

福祉系のケース、消費者系のトラブルなど、何かあれば事業者から個人名と住所が町福祉介護課に情報提供される。個人情報については、書類作成後、書類は鍵付きキャビネットに保管。電子データはパスワード付のフォルダに格納。内容によって個人情報の共有範囲は分けている。例として、福祉系のケースの場合は社会福祉事業所、消費者トラブルの場合は警察、町商工観光課を通して喜多方市消費生活センターに報告。

■協議会設置のメリット

- ・協議会の構成員は、町内事業者の他、警察、消防、福祉事業者、社会福祉協議会であり、日常の中での消費者被害を見聞きした場合、迅速な連絡体制が整っている。
- ・高齢者や障がい者など、消費者被害に遭いやすい住民を見守る体制が構築されている。
- ・消費者被害が発生した場合、商工観光課から近隣市町村の消費者相談センターに相談する体制ができています。
- ・町の関係課で迅速に連絡を取ることが可能。

■今後の課題

- ・高齢者、障がい者対応といった見守りの過程で必要となる知識を事業者の社内でのどのように普及させるかが課題。行政と福祉事業、警察、消防が連携して事業所で講習会を開催するなどを検討している。
- ・西会津町は、地域の交流があり、隣人に異常があればすぐに察知しやすいが、近年は移住者等が増え、地域の輪に入っていない人も増えてきており、その場合は異常を察知することができず対応に苦慮している。
- ・認知症の方が増えており、協議会の構成員(以下「構成員」という。)が訪問の連絡をしても電話に出ない、出たとしても訪問を忘れていた等がある。
- ・「親が認知症なので、対応しないでほしい」と直接構成員の事業所に連絡をしてくる人がおり、個別対応には苦慮している。
- ・独居高齢者が多くなっており、場所によっては集落全体の高齢化の進行により、その地域内だけでの見守り活動には限界がある。そのような地域を構成員が毎日見守りすることも困難である。

西会津町消費者安全確保地域協議会
 (高齢者等あんしん見守りネットワーク会議)
 構成員

種別	業種	事業者名	部署・事業所等
協定締結事業者	郵便	日本郵便株式会社	野沢郵便局
	金融	会津信用金庫	西会津支店
		会津よつば農業協同組合	西会津支店
		会津商工信用組合	西会津支店
	交通	会津乗合自動車株式会社	
	物流	ヤマト運輸株式会社	会津坂下支店
	小売	会津ヤクルト販売株式会社	
		株式会社 顕幸	明治けんこう宅配会津店
		(株) セブンイレブンジャパン	西会津野沢支店
生活協同組合コープあいづ		共同購入センター	

種別	業種	事業者名	部署・事業所等
協力事業者	製造	新日本工業株式会社	

種別	業種	事業者名	部署・事業所等
関係機関	警察	福島県喜多方警察署	西会津交番
	消防	喜多方広域市町村圏組合	西会津消防署
	福祉	西会津町社会福祉協議会	
		社会福祉法人にしあいづ福祉会	にしあいづ地域包括支援センター 障がい相談事業所にしあいづ
	行政	西会津町	健康増進課 (健康管理所管)
			商工観光課 (消費者行政所管)
			福祉介護課 (福祉所管) ※事務局

西会津町高齢者等あんしん見守りネットワーク 協力事業者

令和2年12月1日現在（順不同・敬称略）

1	郵便局	日本郵便株式会社 会津若松郵便局
2		日本郵便株式会社 野沢郵便局
3		日本郵便株式会社 群岡郵便局
4		日本郵便株式会社 笹川郵便局
5		日本郵便株式会社 奥川郵便局
6	金融機関	会津信用金庫
7		会津よつば農業協同組合
8		会津商工信用組合
9	交通機関	会津乗合自動車株式会社
10		会津交通株式会社西会津営業所
11	運送業	佐川急便株式会社
12		ヤマト運輸株式会社
13	配達業	会津ヤクルト販売株式会社
14		株式会社顕幸
15		有限会社ホホワイト
16		かわちや株式会社
17	移動販売業	セブン-イレブン・ジャパン
18		生活協同組合コープあいづ
19	町内協力店	株式会社リオン・ドールコーポレーション野沢店
20		西会津ガス株式会社
21		株式会社渡部住建
22		田中輪業商会
23		コナヤ商店
24		川口屋タンス店
25		長嶋商店
26		丸美屋商店
27		株式会社キノコハウス
28		なか川
29		はまや旅館
30		光盛館
31		有限会社奥川商会
32		西会津町温泉健康保養センターロータスイ
33		道の駅にしあいづ
34		富士ソフト企画株式会社社会津営業所

35	町内協力店	ヘアーサロンまち子
36		しばたや理容所
37		カットサロン芳賀
38		ファミリーヘアーサロンナカムラ
39		美容室どりいむ
40		美容室ミエ
41		ヘアーサロン旭
42		理容ハセガワ
43		ヘアーハウスさとう
44		ビューティサロンサイトウ
45		佐野美容室
46		清水屋美容室
47		カワカミ理容室
48		川上美容室
49		株式会社会津技研
50		赤帽ATC
51		株式会社 アラスカ
52		和泉屋商店
53		ウエルシア西会津店
54		越中左官
55		新日本工業株式会社
56		諏訪の森カフェ
57		一般社団法人西会津ケーブルネット
58		二瓶板金工業
59		ファッションハウスカワグチ
60		船橋新聞店

※ホームページへの掲載を希望されない事業者につきましては公表を控えています。

高齢者等あんしん見守りネットワーク事業 見守り協力店を募集しています！

西会津町では、高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、地域住民と事業所の皆さま、行政など関係機関が協力し、地域全体で高齢者を見守り、支え合っていく「高齢者等あんしん見守りネットワーク事業」を実施しています。特別なことをしていただく必要はありません。地域住民と事業所の皆さまが、日常生活や仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して、「気になるサイン」に気づいた時には、下記にご連絡ください。

地域の皆様による見守り

ご近所づきあいの中で

隣近所 自治会
民生委員・児童委員 サロン
ボランティア活動 サークル活動
など



事業所などによる見守り

普段の仕事の中で

金融機関 介護保険事業所
郵便局 公共交通機関
移動販売事業者 宅配事業者
商店街 スーパーマーケット
など

気になるサイン — 孤立死の予防、認知症・虐待の早期発見 —

- 配達したもの（新聞、弁当、牛乳、乳酸飲料など）を取り込んでいない
- 店に定期的に来ていたのに最近来なくなった
- 少額の買い物でもいつも紙幣で支払う（計算ができないようだ）
- 季節に合わない服装をしている
- 道に迷ったり、深夜に出歩いたりしている
- 最近、近所の人とお店とのトラブルが増えた
- 毎日のようにとなり声が聞こえる

皆さんの見守りが
早期発見につながります



事業所の皆さまにおこなっていただくこと

日常業務の中で「さりげない見守り、声かけ」をお願いします。その中で「気になるサイン」に気づいた時には、高齢者等の名前がわからなくても時間、場所、状況を町役場福祉介護課にご連絡ください。

連絡を受けましたら、福祉介護課と関係機関が連携し、訪問などで状況を確認し、本人や家族が必要な介護サービスや制度、医療につなげ支援していきます。

また、本人やご家族に町役場や関係機関の連絡先をご紹介いただいても結構です。なお、承諾なしに情報元を本人や家族に伝えることはありませんので、ご安心ください。

「気になるサイン」に気づいたら、町役場福祉介護課にお電話ください。

連絡先 西会津町役場 福祉介護課 ☎024 1-45-2214

緊急の場合 は消防署・警察署へ

事例紹介

地域住民や事業所の皆さまから連絡があった場合、本人の状況を確認し、必要に応じて介護保険サービスや制度、医療につなげ、本人や家族を支援します。

事例1. 新聞販売所の事業所からの連絡

「新聞を配達に行くとポストに新聞がたまっています。配達中止の連絡はありませんでした。」

町の記録を確認すると、介護保険サービス利用者であることが判明したため、担当のケアマネジャーに問い合わせたところ、入院していたことが分かりました。

事例2. 金融機関からの連絡

「よく来店される高齢者ですが、見慣れない人と一緒に ATM を操作して出金しています。」

地域包括支援センター職員が訪問すると、判断力が低下し、高額商品をたくさん買わされていました。消費生活センターに連絡するとともに、認知症専門医に診察してもらい成年後見の申立てをしました。

事例3. 商店からの連絡

「以前からのお客さんですが、最近、同じものを1日に何回も買いに来ます。お金の計算も難しいようで、毎回お札で支払いをすませます。」

地域包括支援センター職員が訪問したところ、家の中がごみだらけで日常生活にも支障があることが分かりました。介護保険のサービスにつなげ日常生活が円滑におこなえるようになりました。

登録手続きの流れ

①登録届出書

事業所

②登録証・ステッカーの交付

町役場福祉介護課

①登録の届出

西会津町高齢者等あんしん見守りネットワークの趣旨に賛同していただける事業所は、「登録届出書」を福祉介護課に提出してください。

②登録証・ステッカーの交付

登録届出書を提出された事業所には「高齢者等あんしん見守りネットワーク登録証」と「ステッカー」を交付します。店舗など、皆さまの分かりやすい場所に貼ってください。

登録の変更・辞退について

登録変更届

登録事業所は、住所等登録内容に変更が生じたときは、「登録変更届」を福祉介護課に提出してください。

登録辞退届

登録事業所が登録を辞退したい場合は、「登録辞退届」と「高齢者等あんしん見守りネットワーク登録証」（登録の届け出の際に交付したもの）を福祉介護課に提出してください。

登録事業所の皆さまへ

出前講座「認知症サポーター養成講座」を行っています。

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）の輪を広げるための出前講座を行っています。講座内容は、認知症の正しい理解、早期発見、予防、認知症の人との接し方等です。

講座を受講された方には、サポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。また、事業者の方には、「認知症サポーターのいる安心店ステッカー」を配布します。

2 南相馬市

◆担当部局

市民生活部 市民課

◆人口

58,684人 (直近の住民基本台帳登録人口)【令和3年5月31日現在】

◆面積

398.58km²

◆高齢化率

36.20% (直近の65歳以上人口)【令和3年5月31日現在】

◆市町村紹介

- ・南相馬市は、平成18年1月1日、旧小高町、旧鹿島町、旧原町市の1市2町が合併して誕生しました。
- ・福島県の浜通りと呼ばれる地域の北部にあります。
- ・太平洋側に面していて、夏は涼しく冬は温暖で雪も少なく、一年を通して過ごしやすい地域です。
- ・福島ロボットテストフィールドを拠点にロボットを使った研究開発や技術革新の町としても動き始めています。

■協議会の設置日

令和3年3月30日

■協議会の名称

南相馬市消費者安全確保地域協議会

■設置形態

(5)－①

■開催頻度

年4回(全体会議1回 担当者会議3回)

■協議会のポイント

- △既存のネットワークの事務局へ確認し、既存の組織の活用が難しいことから新規設立への切り替えがうまくいった。
- △新たな組織の設置は既存ネットワークの参画メンバーへの負担を強いる恐れがあったが、構成員に付属する「協力員」としての位置づけとし負担軽減を図った。

■協議会設置までの経緯

- 令和2年9月14日 県と消費者安全確保地域協議会の設置に関する情報交換を行う。
- 令和2年12月7日 12月議会定例会の一般質問で消費者安全確保地域協議会の設置についての質問に対し設置に向けて検討していく考えを示した。
- 令和3年3月9日 社会福祉課、長寿福祉課、南相馬警察署と打合せを行い、構成員としての参加を依頼し、了承を得た。
- 令和3年3月10日 社会福祉協議会、原町東包括支援センターと打合せを行い、構成員としての参加を依頼し、了承を得た。
- 令和3年3月30日 南相馬市消費者安全確保地域協議会設置要綱制定

■個人情報の取扱

見守りリスト作成有。個人情報の提供は、構成員及び必要性を認める者が携わる協力員までとする。

■協議会設置のメリット

- ・高齢者等の消費者被害があった際、構成員より消費生活相談室へ情報提供が迅速に対応できることで、早期発見、被害拡大防止が期待できる。
- ・地域協議会の構成員間で見守り対象者に関する個人情報を提供・共有することで、新たな消費者被害の防止、早期発見につなげることが出来る。

■今後の課題

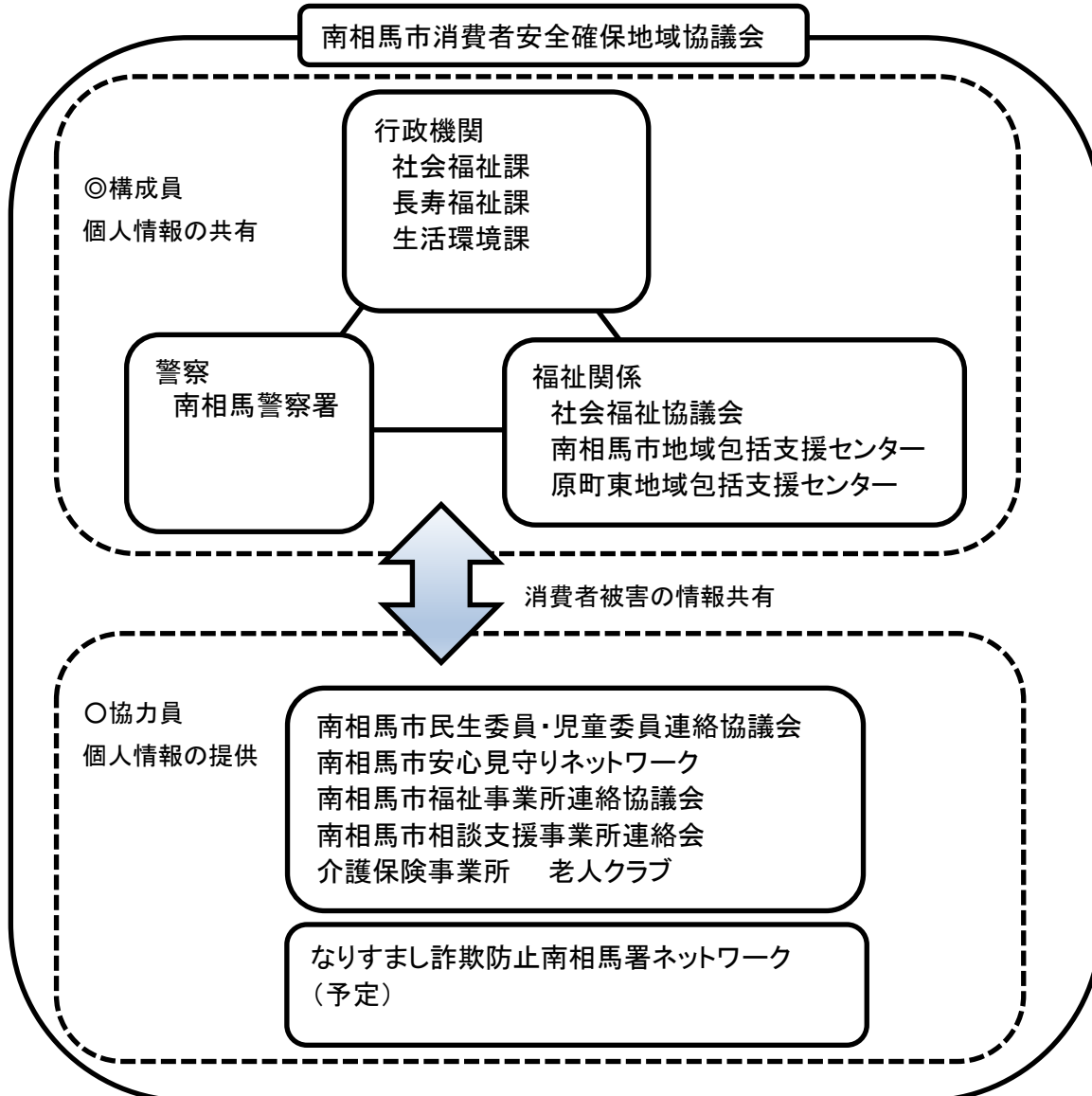
- ・現在、新型コロナウイルス感染予防から、全体会議等の開催に至っていないため、協議会の設置及び運営について周知が出来ていない状況にある。時期をみて協議会の総会を開催し、全体会議、担当者会議を開催し、協議会設置の目的及び運営について周知し、高齢者等の見守り強化や啓発・注意喚起の活動により、被害の未然防止につなげていく必要がある。

■今後の課題

- ・現在、新型コロナウイルス感染予防から、全体会議等の開催に至っていないため、協議会の設置及び運営について周知が出来ていない状況にある。時期をみて協議会の総会を開催し、全体会議、担当者会議を開催し、協議会設置の目的及び運営について周知し、高齢者等の見守り強化や啓発・注意喚起の活動により、被害の未然防止につなげていく必要がある。

■協議会の概要

既存の組織に新たな負担が増えることのないように、新規に要綱を作成し、設置



南相馬市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者の利益の擁護及び増進に関連する関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携し、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会として、南相馬市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 法第11条の4第1項の規定による協議会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者事故等（法第2条第5項に規定する消費者事故等をいう。以下同じ。）の発生の防止を図るための見守り活動、啓発活動及び広報活動並び推進の取組に対する協議
- (2) 前号に掲げるもののほか、消費者事故等の発生の防止を図るために必要と認められる事項

(構成)

第3条 協議会は、構成員、協力員等をもって構成する。

- 2 構成員は、第4項に掲げる関係機関等のうち、第1号から第5号に属する者をもって充てる。
- 3 協力員は、前項に定める構成員が属す関係機関に付随し、市内の高齢者等の見守り活動を行う機関に属する者をもって充てる。
- 4 関係機関等

- (1) 南相馬市（社会福祉課・長寿福祉課・生活環境課・市民課）
- (2) 南相馬市社会福祉協議会
- (3) 南相馬市地域包括支援センター
- (4) 原町東地域包括支援センター
- (5) 南相馬警察署
- (6) 協力員
- (7) その他会長が必要と認める者

(会議等)

第4条 協議会の会議は、全体会議（行政機関及び構成員の代表者が参加する会議をいう。）及び担当者会議（見守りの対象となる方に関わる構成員及び協力員が参加する会議をいう。）とする。

- 2 会議の座長は、全体会議は市民生活部長、担当者会議は市民課長をもって充てる。
- 3 全体会議は年1回程度、担当者会議は年3回程度開催する。
- 4 前項の規定にかかわらず、消費者被害の拡大防止、未然防止等のために必要がある場合には、臨時に会議を開催することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民課が担当する。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の構成員及び協力員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 福島市

◆担当部局

市民・文化スポーツ部生活課

◆人口

274,143人 (直近の住民基本台帳登録人口)【令和3年8月31日現在】

◆面積

767.72km²

◆高齢化率

30.41% (直近の65歳以上人口)【令和3年8月31日現在】

◆市町村紹介

・福島県の北部に位置し、西は吾妻連峰、東は阿武隈高地に囲まれた盆地となっており、その中央を阿武隈川が南北に流れています。
・明治40年の市制施行後、平成19年に市制施行100周年を迎え、平成30年に中核市へと移行しました。
・盆地の特徴である夏は暑く、冬は寒い気候により、もも、なし、りんご、ぶどう等の産地と知られています。
・飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉、福島市中心部から車で30分以内で行ける個性豊かな温泉が3つあります。
・市の消費生活基本計画(令和3年度～令和7年度)において、消費者被害の防止における主な取組として「消費者安全確保地域協議会等を通じて、消費者被害防止のための見守り活動の充実をはかります。」と記載している。

■協議会の設置日

令和3年8月11日

■協議会の名称

福島市消費者の安全を守る地域協議会

■設置形態

(5)－①

■開催頻度

年1回程度

■協議会のポイント

△新規での設置か既存のネットワークを活用するか、関係機関と緊密に連携しながら議論を進めるとともに必要に応じて県との情報交換を実施した。

△協議会の構成員について設置当初は最小限とし、今後必要に応じて構成員を追加できるよう要綱に規定した。

■協議会設置までの経緯

令和2年9月 県と消費者安全確保地域協議会の設置に関する情報交換①。
令和3年3月 県と消費者安全確保地域協議会の設置に関する情報交換②。
令和3年3月 社会福祉協議会、地域包括支援センターへ協議会の趣旨説明。
令和3年4月 県と消費者安全確保地域協議会の設置に関する情報交換③。
令和3年4、5月 福祉部局(地域福祉課、長寿福祉課)の既存のネットワーク活用の調整を図るも、活用可能なネットワークがなかったため、新規での設置を決定する。
令和3年6月 6月議会にて、協議会設置の意向を示す。
令和3年6、7月 地域福祉課、長寿福祉課と打合せ。協力依頼、調整、了承を得る。
令和3年7、8月 警察、社会福祉協議会、地域包括支援センターへ説明、協力依頼、了承を得る。
令和3年8月11日 福島市消費者の安全を守る地域協議会要綱設置
令和3年8月25日 第1回福島市消費者の安全を守る地域協議会開催

■個人情報の取扱

必要に応じて事務局から関係する構成員と個人情報を共有することとする。

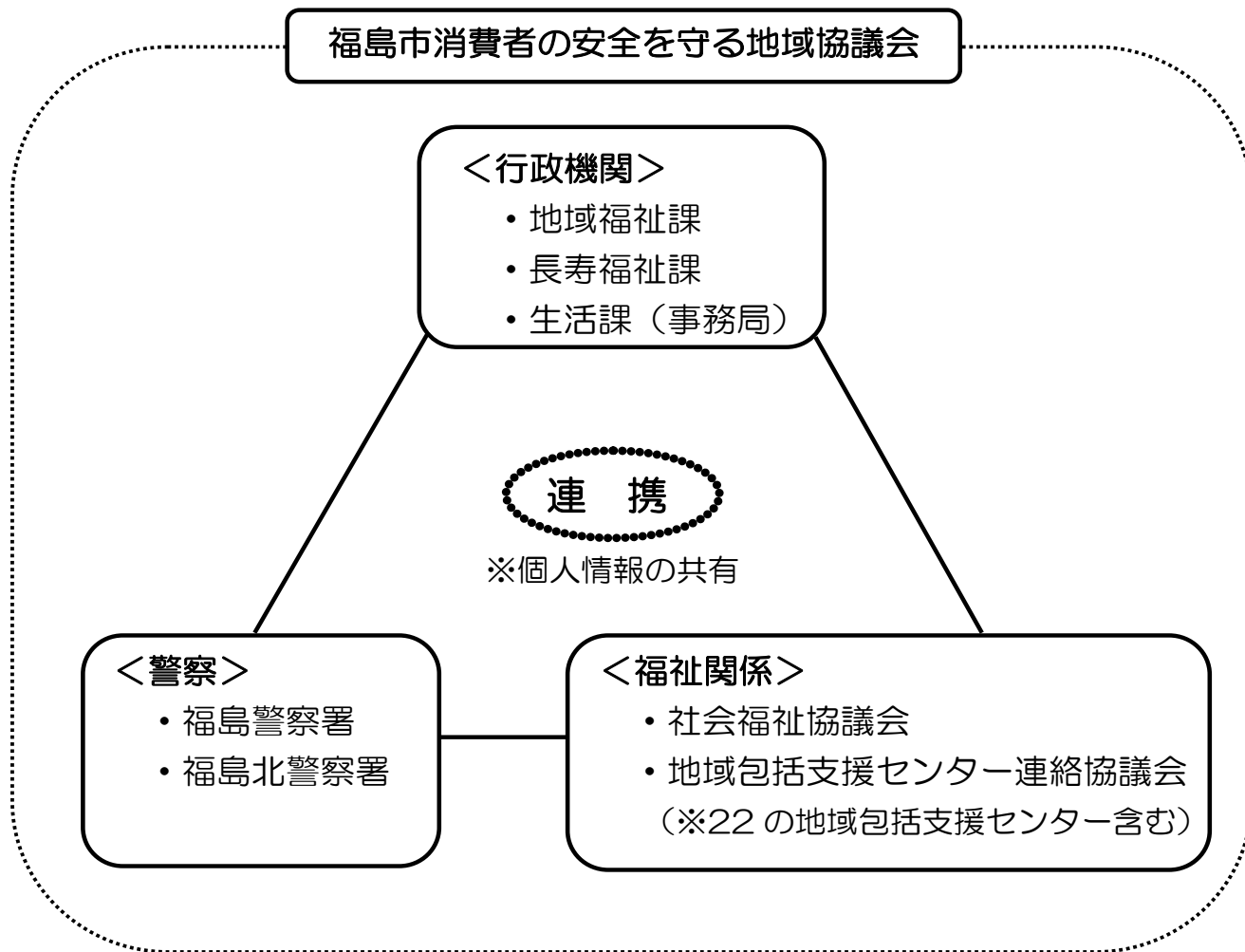
■協議会設置のメリット

- ・高齢者の消費者被害発生時に、消費生活センターへ情報提供する体制ができたことで、被害の拡大防止、早期の解決が期待できる。
- ・情報提供された消費者被害について、どのように解決できたかまで、構成団体へ情報共有が可能となる。
- ・解決後も継続的な見守りや必要に応じた福祉サービスへと繋げることが可能となり、再発防止が期待できる。

■今後の課題

- ・個人情報について、どこまで取り扱いを可能とするか、いろいろな事例を踏まえながら、検討する必要がある。
- ・今後、どのように構成(協力)団体を増やしていくか、検討する必要がある。
- ・構成員における見守りへの意識の差をなくすため、研修会の開催について検討予定。

■協議会の概要



福島市消費者の安全を守る地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 福島市における高齢者等の消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止を図るため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、福島市消費者の安全を守る協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び情報共有を行う。

- (1) 市内の消費者被害の現状把握に関する事項
- (2) 消費者被害防止の取組みに関する事項
- (3) 地域における消費者被害防止のための見守り活動の推進に関する事項
- (4) その他、消費者被害防止の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関の担当者と構成する。

2 協議会には、関係機関等のほか、趣旨に賛同する機関・団体等を加えることができる。

(運営)

第4条 協議会の会議は、目的達成のため、必要に応じて開催する。

- 2 協議会に座長を置き、福島市生活課長を充てる。
- 3 協議会の進行は座長が行う。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福島市市民・文化スポーツ部生活課が行う。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

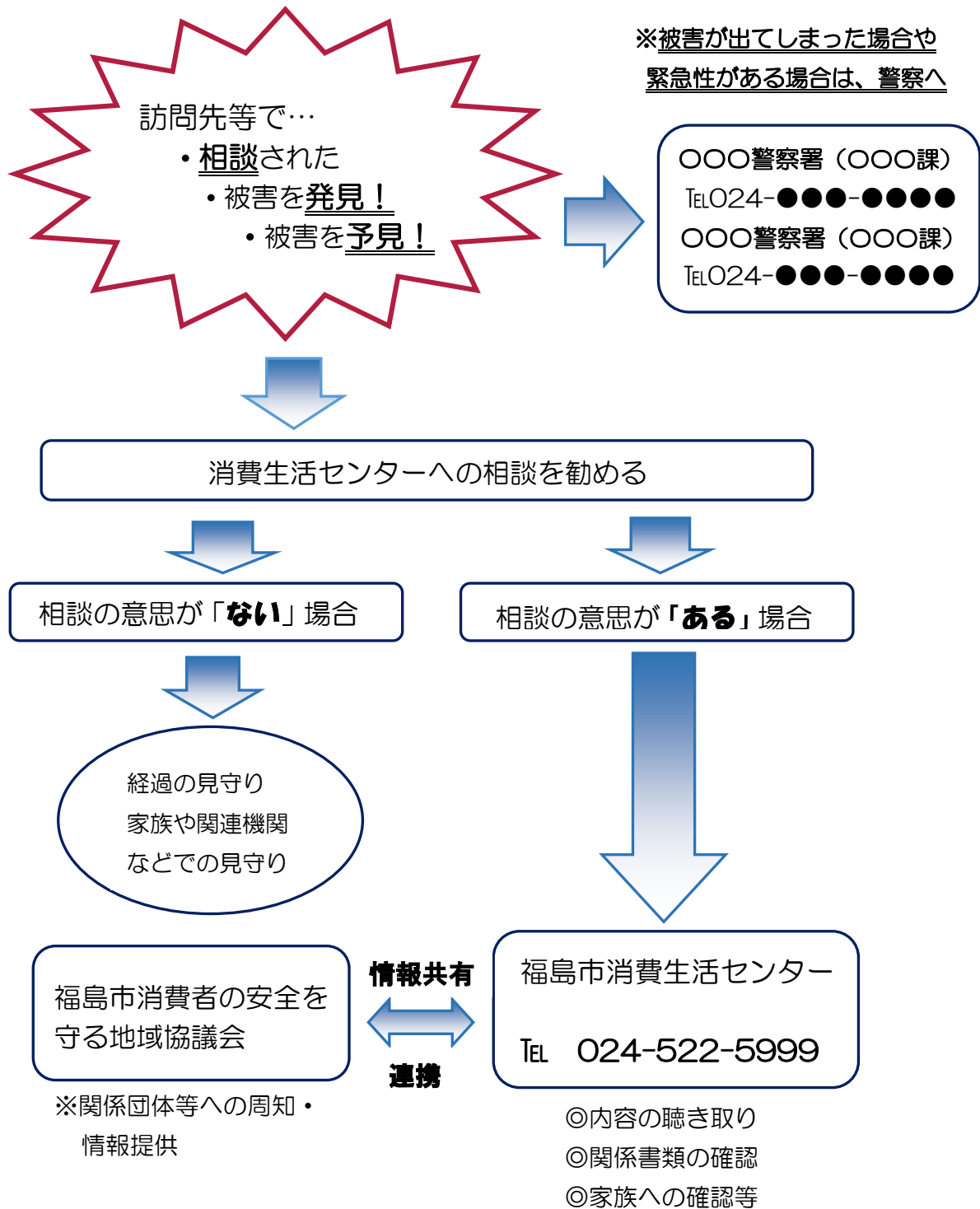
(附則)

この要綱は、令和3年 8月11日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関等	福島警察署生活安全課
	福島北警察署生活安全課
	社会福祉法人福島市社会福祉協議会
	福島市地域包括支援センター連絡協議会
福島市	地域福祉課
	長寿福祉課
	生活課

消費者トラブル対応手順



※必要に応じ、消費生活センター
であっせん交渉を行う。

相談解決後、他の支援が必要な相談者については、消費生活センターから各関係機関（協議会）へ情報提供（原則、本人同意のもと）することで、継続的な見守りへとつなげる。

4 石川町

◆担当部局

防災環境課

◆人口

14,274人 (直近の住民基本台帳登録人口)【令和3年10月1日現在】

◆面積

115.71km²

◆高齢化率

38.06% (直近の65歳以上人口)【令和3年10月1日現在】

◆市町村紹介

石川町は、福島県中通り地方南部の石川郡中央に位置します。30km圏内に白河市、須賀川市、郡山市があり、県庁所在地である福島市まではおおむね70kmの距離にあります。

面積は、東西18.9km、南北18.3kmの中に115.71km²で、福島県の面積(13,783.74km²)のおよそ0.84%を占めます。標高は270mから570mで、町の北西部の阿武隈川、社川流域に広がる比較的標高の低い平坦な地域と、町の中東部、阿武隈高地の西端となる中山間地に二分されます。この中山間地を流れる北須川と今出川流域に市街地が形成され、両河川が合流する町の中央部に行政機関を始め、商業施設、文教施設などが集中しています。

■協議会の設置日

令和4年4月1日

■協議会の名称

石川町地域福祉ネットワーク会議

■設置形態

(5)－②
(5)－③

■開催頻度

年1回程度

■協議会のポイント

△要援護者の支援のために設置されているネットワーク会議を活用した。

△個別ケース検討会議と全体会の二層の構成となっている。

■協議会設置までの経緯

令和3年 3月 消費者安全地域協議会類似協議会選定 (石川町で以前より活動している協議会を調査し、兼ねることが適当かどうか)

令和3年 4月 石川町消費者安全地域協議会素案作成

令和3年10月 福島県消費生活課に素案確認(要綱、地域福祉ネットワークイメージ図)

令和4年 1月 保健福祉課に「石川町消費者安全地域協議会」の要綱、資料提出
3月に「地域福祉ネットワーク全体会議」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点より、書面開催となる。

令和4年 2月 石川町地域福祉ネットワーク会議設置要綱の改正(第2条別表に「石川町消費生活相談室」を加える。)

令和4年 3月 書面により「承認」され、地域福祉ネットワークと兼ねる設立となる。

■個人情報の取扱

必要に応じて事務局から関係する構成員と個人情報を共有することとする。

■協議会設置のメリット

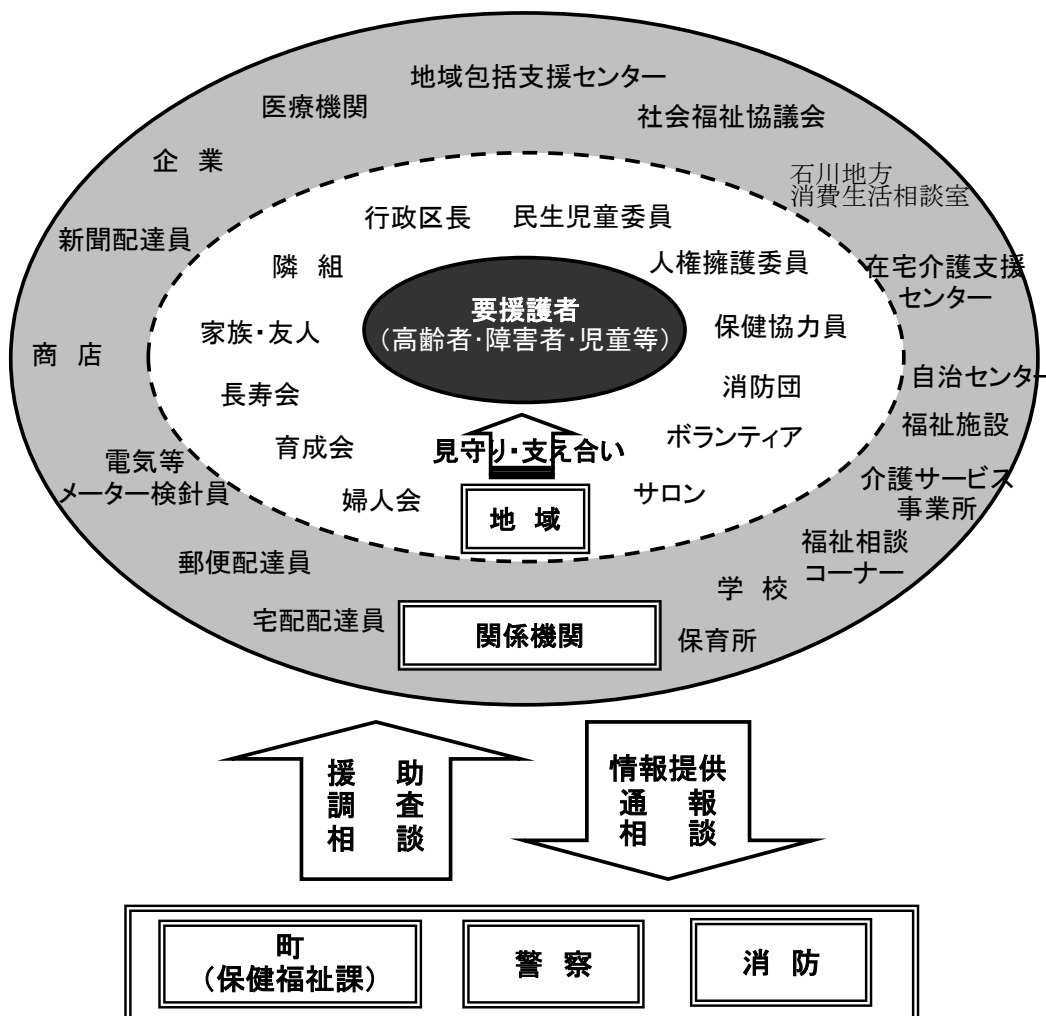
各相談機関の情報により消費生活以外の対応も包括的に対応できると考慮しています。

■今後の課題

特記すべき事項なし

■協議会の概要

石川町地域福祉ネットワーク事業のイメージ図



地域福祉ネットワーク事業関係機関名簿

【地域住民代表】

機関名	職名	
地区推進委員会	地域福祉ネットワーク石川地区推進委員会 会長	
	沢田地区福祉ネットワーク事業推進委員会 会長	
	地域福祉ネットワーク山橋地区推進委員会 会長	
	中谷あんしんネットワーク連絡会 会長	
	地域福祉ネットワーク母畑地区推進委員会 会長	
	野木沢地域福祉ネットワーク事業推進委員会 会長	
石川町消防団	団長	
人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
	人権擁護委員	
	人権擁護委員	
	人権擁護委員	
	人権擁護委員	
	人権擁護委員	
民生児童委員協議会	会長	
	石川地区 方部長	
	沢田地区 方部長	
	山橋地区 方部長	
	中谷地区 方部長	
	母畑地区 方部長	
	野木沢地区 方部長	

【関係機関及び部署】

石川警察署	生活安全係長	
石川消防署	主任主査	
石川郵便局	総務部 課長	
夢みなみ農業協同組合	地区支援課 課長	
福島県中児童相談所	専門児童福祉司	
石川町社会福祉協議会	事務局 局長	
石川町地域包括支援センター	管理者	
特別養護老人ホームさくら荘	施設長	
在宅介護支援センターさくら荘	介護支援専門員	
愛恵在宅介護支援センター	所長	
石川郡医師会	会長	
石川郡薬剤師会	会長	
桜が丘愛生園相談支援事業所	相談支援専門員	
石川地方消費生活相談室	相談員	
石川町役場	総務課	総務係長
	地域づくり推進課	まちづくり推進係長
	町民生活課	町民係長
		国保年金係長
	生活環境課	生活安全係長
		社会福祉係長
	保健福祉課	高齢福祉係長
		健康増進係長
学校教育係長		
教育課	子ども係長	
自治センター	石川自治センター	
	沢田自治センター	
	山橋自治センター	
	中谷自治センター	
	母畑自治センター	
	野木沢自治センター	

【事務局】

石川町役場	保健福祉課	課長	
		社会福祉係長	
		主査	
		主査	

石川町地域福祉ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 児童、高齢者及び障害者等(以下「要援護者」という。)が、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、関係機関や民間事業者等が協力・連携し、地域全体で見守り支え合う活動を推進するとともに、要援護者への適切な支援を図ることを目的に、石川町地域福祉ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ネットワーク会議は、石川町と別表に定める関係機関等をもって組織する。

(会議の種類)

第3条 ネットワーク会議の種類は、次のとおりとする。

- (1) 全体会
- (2) 個別ケース検討会議

(全体会)

第4条 全体会は、町長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 要援護者対策に関する啓発及び研修に関すること。
- (2) 要援護者支援の関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 要援護者支援体制の構築に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、保健福祉課長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 個別の要援護者の心身の状況、生活の実態その他必要な実情の把握に関すること。
- (2) 個別の要援護者に対する虐待の防止及びその早期発見のための必要な支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個別の要援護者の具体的な支援の方策に関すること。

2 個別ケース検討会議は、第2条に規定する関係機関等のうち、保健福祉担当課長が指定する者が出席するものとする。

(守秘義務)

第6条 前条の会議に出席した者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

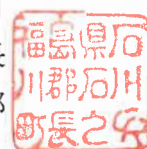
別表(第2条関係)

福島県石川警察署
福島県県中保健福祉事務所
福島県県中児童相談所
石川消防署
石川郡医師会
白河人権擁護委員協議会(石川町内の委員)
社会福祉法人石川町社会福祉協議会
石川町民生児童委員協議会
石川町区長会
石川町消防団
居宅介護支援事業所
介護保険サービス提供事業所
障害福祉関係事業所
石川地方消費生活相談室
その他町長が必要と認めるもの

地域福祉ネットワーク議事録抜粋

令和 4年 3月18日書面開催の地域福祉ネットワーク会議において石川地方消費生活相談室の加入及び地域福祉ネットワークが消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会を兼ねることについて書面協議した結果、質疑・意義なく承認されましたので、令和 4年 4月 1日より施行いたします。

令和 4年 3月29日
地域福祉ネットワーク会議長
石川町長 塩田 金次郎



5 広野町

◆担当部局

産業振興課

◆人口

4,706人 (直近の住民基本台帳登録人口)【令和4年7月31日現在】

◆面積

58.69km²

◆高齢化率

32.70% (直近の65歳以上人口)【令和4年7月31日現在】

◆市町村紹介

- ・東京都心から238km、宮城県仙台市から128km
- ・福島県浜通り地方の中部、双葉郡の最も南端に位置し、東に太平洋を臨み、西に阿武隈山系、南はいわき市と北は楡葉町と隣接
- ・東西13km、南北7kmの東西に長い町域

■協議会の設置日

令和4年5月13日

■協議会の名称

広野町高齢者見守りネットワーク

■設置形態

(5)－③

■開催頻度

年1回程度

■協議会のポイント

△既存のネットワークを活用する方向で、関係部署と緊密に連携しながらメンバーへの説明を進めるとともに必要に応じて県との情報交換を実施した。

■協議会設置までの経緯

令和3年11月15日 県の担当者より協議会設置の説明
令和3年11月15日 町の消費生活担当課(産業振興課)から福祉担当課(健康福祉課)に対して協議会設置について打診、打ち合わせ
令和3年11月20日 健康福祉課より既存の広野町高齢者見守り見守りネットワーク事業の活用が可能との回答あり。
令和3年11月～令和4年1月 事業の実施要綱の改正について県との協議
令和4年 1月17日 事業実施要綱改正
令和4年 4月 ネットワークのメンバー各々に対して健康福祉課から協議会の内容について説明設置の内諾を得る。
令和4年 5月13日 広野町高齢者見守りネットワーク会議開催
新型コロナウイルスの影響から書面による開催となったが、消費者安全確保地域協議会を兼ねることを説明し、了承された。

■個人情報の取扱

必要に応じて事務局から関係する構成員と個人情報を共有することとする。

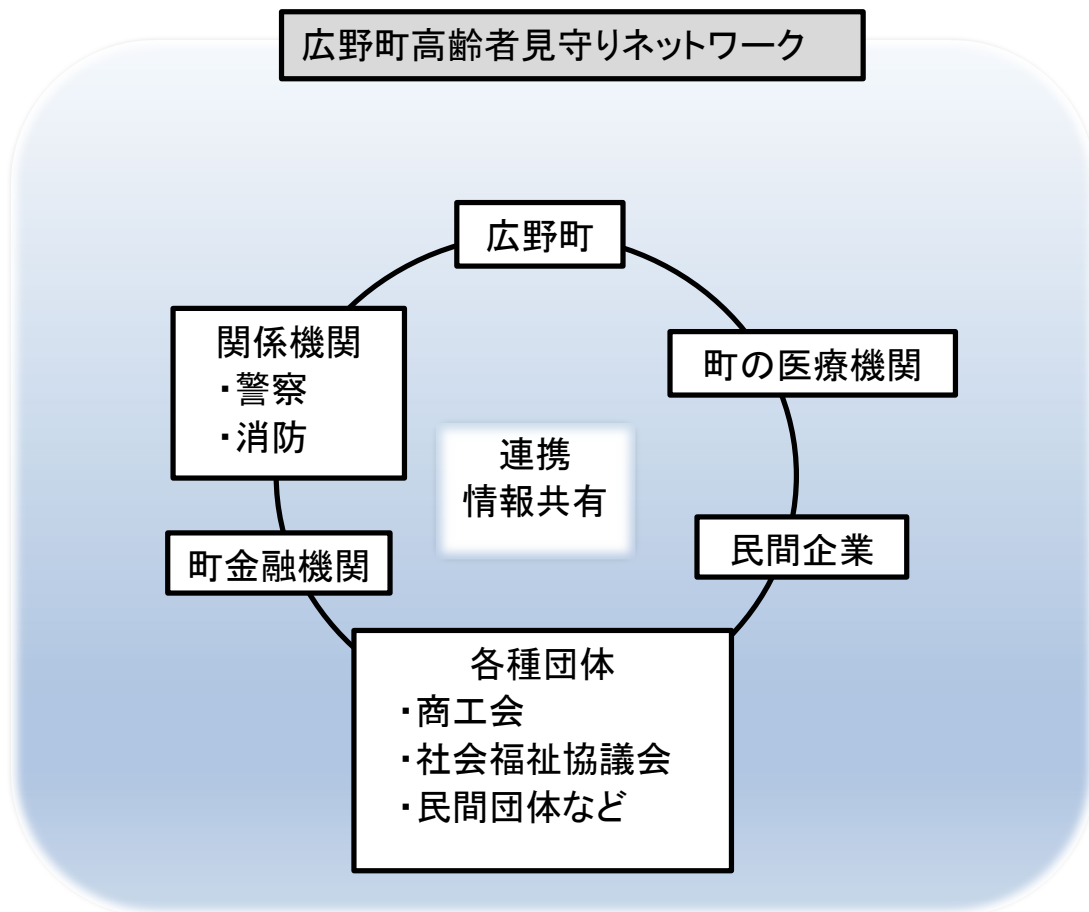
■ 協議会設置のメリット

見守りネットワークの構成員が、通常業務の見守りの中での気づきにより、高齢者の消費者被害の未然防止に寄与できる。

■ 今後の課題

構成員における高齢者の見守りの意識に差があることから、構成員の種別、業種ごとに研修会を開催し、意識の統一を図る必要がある。

■ 協議会の概要



◆広野町まるごと応援ネットワーク事業 認証団体一覧

No	日付	団体名	備考
1	2019年7月26日	医療法人社団養高会 高野病院	
2	2019年7月26日	馬場医院	
3	2019年7月26日	広野町社会福祉協議会	
4	2019年8月1日	広野郵便局	
5	2019年8月1日	あぶくま信用金庫 広野支店	
6	2019年8月2日	福島さくらJA 広野支店	
7	2019年8月8日	一般社団法人福島県精神保健福祉協会	
8	2019年8月9日	浜通り交通株式会社	
9	2019年8月14日	南双サービス株式会社	
10	2019年8月28日	富岡消防署檜葉分署	
11	2019年8月28日	社会福祉法人養高会 花ぶさ苑	
12	2019年8月29日	広野町商工会	
13	2019年11月11日	広野薬局	
14	2020年1月29日	(有)柏屋	
15	2021年8月1日	コープふくしま	
16	2021年8月20日	ちゃのまプロジェクト	

○広野町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

平成31年3月15日要綱第20号

広野町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、行政と町民等が協働しながら、町内の高齢者見守り意識の向上、更に町民同士の互助意識の向上を図るとともに、高齢者に優しいまちづくりを目指すことを目的とする。

(認証)

第2条 広野町高齢者見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）に参画する団体は、広野町高齢者見守りネットワーク事業認証申請書（様式第1号）により町長に申請し、認証を受けることとする。

2 町長は、申請内容及び本事業の目的を申請者が理解していることを確認し、適切と認められる場合は、当該申請者に対し、協力団体証を交付する。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、協力団体証を交付された団体が、日常的に接し把握している町内の独居高齢者世帯や高齢者のみ世帯（以下「対象者」とする。）とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は次のとおりとする。ただし、明らかに緊急性のある場合は、消防署又は警察署へ通報することとする。

- (1) 高齢者等の見守り及び声かけの実施に関すること。
- (2) 高齢者等に対する安否確認に関すること。
- (3) 高齢者等虐待の発見、通報に関すること。
- (4) 高齢者等虐待及び消費者被害の防止に関すること。
- (5) 認知症対策の推進及び相談支援に関すること。
- (6) 認知症高齢者等行方不明者に対する捜査協力に関すること。
- (7) 閉じこもり及び孤立に対する予防支援に関すること。
- (8) 本事業の関係機関等における情報交換及び研修に関すること。
- (9) 本事業の活動に関する普及及び啓発に関すること。
- (10) 対象者の変化に気づき、広野町又は広野町地域包括支援センターへの情報提供を

行うこと。

(11) 前項に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(11) その他地域包括ケアシステム構築に関すること。

(事務局)

第5条 本事業の事務局を健康福祉課に置く。

(登録の廃止)

第6条 第2条第1項の認証を受けた団体が当該認証を廃止しようとする場合は、広野町高齢者見守りネットワーク事業認証廃止届(様式第2号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(普及啓発等)

第7条 事務局は、地域における見守り意識の向上、町民同士の互助意識の向上のための取組や本事業の普及啓発を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 個人情報は、広野町個人情報保護条例(平成27年広野町条例第27号)の規定を遵守し、特に慎重に取り扱うものとする。

(委任)

第9条 この要領の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

(補則)

第10条 本事業は、消費者安全法(平成21年法律第50号)(以下「法」という。)第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会を兼ねるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

広野町高齢者見守りネットワーク事業認証申請書

年 月 日

広野町長 様

申請者 氏 名 ⑩
住 所
電話番号

広野町高齢者見守りネットワーク事業の趣旨に賛同し、広野町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり申請いたします。

また、この事業に参加するに際し、要綱及び関係法令等を遵守いたします。

団体名		代表者名	
住所又は所在地			
電話番号			
構成員数	名		

様式第2号 (第6条関係)

広野町高齢者見守りネットワーク事業認証廃止届

年 月 日

広野町長 様

申請者 氏 名 ㊟
住 所
電話番号

広野町高齢者見守りネットワーク事業の協力団体証の交付を受けておりますが、諸事情により廃止していただきたく届出いたします。

団体名		代表者名	
住所又は所在地			
電話番号			

5 鏡石町

◆担当部局

税務町民課

◆人口

12,567人 (直近の住民基本台帳登録人口)【令和4年8月1日現在】

◆面積

31.30km²

◆高齢化率

28.52% (直近の65歳以上人口)【令和4年8月1日現在】

◆市町村紹介

福島県の中央南部に位置しています。東京都心から200km程に位置し、東北自動車道(鏡石スマートインターチェンジ)や国道4号をはじめとする幹線道路とともに、JR東北本線が南北に通過し、交通の利便性が非常に高く、交通条件にも恵まれています。気候は比較的温暖であり、東境を阿武隈川、西境を釈迦堂川に挟まれた町です。唱歌である「牧場の朝」のモデルとなった日本初の西欧式牧場「岩瀬牧場」があり、比較的起伏も少ない緑豊かな自然資源に恵まれています。「未来へつなぐ ずっと安心 みんな元気に進(ススム) かがみいし」をまちの将来像として掲げています。

■協議会の設置日

令和4年8月4日

■協議会の名称

鏡石町消費者安全確保地域協議会

■設置形態

(5)ー③

■開催頻度

年1回程度

■協議会のポイント

△関係機関との議論を尽くした結果、既存のネットワークを活用を断念して、民生児童委員協議会と兼ねる形へ方向転換し、設置に向けて県と意見交換を実施した。

■協議会設置までの経緯

令和3年 6月29日 県の担当者より協議会設置の説明。

消費生活担当課の税務町民課と福祉部門の福祉こども課で設置に向けた協議を開始。

令和3年6月～10月 既存の組織である「みんなで支え合うまちづくり協議会」を基本に検討。

令和3年11月11日 県消費生活課から町福祉こども課及び民生児童委員協議会に対して、

協議会設置についての説明と打ち合わせ。

令和3年11月～令和4年1月 担当課内で検討の結果、「みんなで支え合うまちづくり協議会」を活用することは困難との結論に至る。

令和4年1月24日 県担当者と税務町民課において再度設置に向けた打合せを行う。

民生児童委員協議会を活用する方向で再検討を始める。

令和4年5月～8月 民生児童委員協議会において「議事録承認」をとるための準備及び県との協議。

令和4年8月4日 民生児童委員協議会による会議の席上、消費者安全確保地域協議会を兼ねることが了承され、その旨議事録に記載。

■ 個人情報の取扱

個人情報の取り扱いについて、被害の未然防止のために消費生活センターへの報告等に使用し、第三者へ開示、提供はしない。

■ 協議会設置のメリット

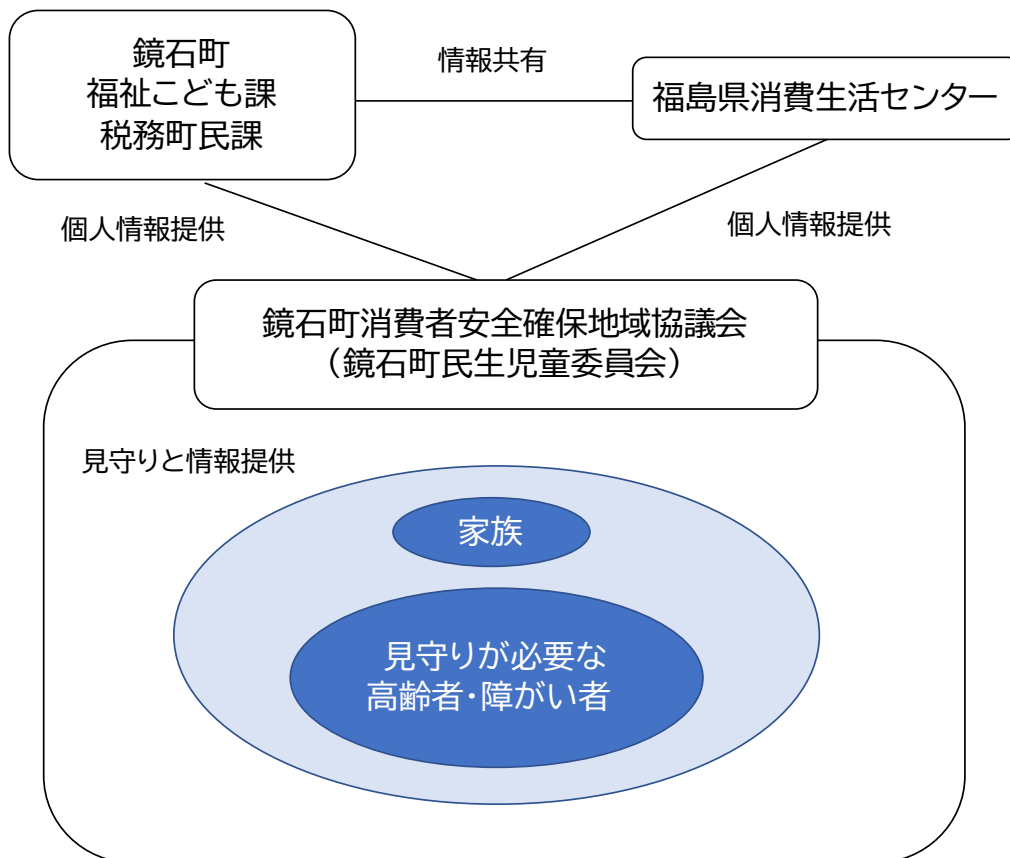
民生児童委員協議会が日々活動する中において、消費生活センターと連携を密にとれる体制整備により、なりすまし詐欺など高齢者を狙った様々な被害を未然に防止することができる。消費生活センターより実例を情報提供してもらうことにより、協議会がいち早く被害に気づくことができる。

■ 今後の課題

個人情報を扱うため、相談や気づきがあった際の対応方法をメンバー全員で共通理解できるようにする。

■ 協議会の概要

鏡石町における協議会組織図



鏡石町民生委員・児童委員委嘱者名簿
 (任期 令和元年12月1日～令和4年11月30日)

令和2年10月26日現在

No	氏名	所属部会 (役職)	協議会 (役職)	互助会 (役職)	区 域
1		児童	副会長	副会長	全 域 主任児童委員
2		身障	会計	会計	上(1～7班)
3		児童	監事	監事	前山、岡ノ内の一部 (4区13～25班)
4		児童 副部会長	監事	監事	東町、笠石原町
5		児童 部会長	理事	理事	中町の一部
6			会長	会長	河原、諏訪町、成田の一部
7		身障 部会長	理事	理事	旭町、緑町
8		高齢 部会長	理事	理事	前山、岡ノ内の一部 (4区1～12班 仁井田4.5.7班)
9		身障 会計			五斗蒔町、川崎町
10		児童			下(7～15班)
11		児童			豊郷、羽鳥、豊郷中、岡の台
12		身障 副部会長			本町、不時沼の一部
13		高齢			仁井田、岡ノ内の一部
14		高齢 会計			中央、中町、本町の一部
15		身障			高久田、南高久田、豊田 鹿島、東鹿島
16		身障			池ノ原、桜町、不時沼、 本町の一部
17		児童 会計			全 域 主任児童委員
18		身障			大池、鏡田かげ沼町、深内町、 蒲之沢町、鏡沼の一部
19		高齢			北町、新町、成田東、 成田の一部
20		高齢			大宮、成田原町、池の台 成田の一部
21		高齢			境、前山、中町の一部
22		高齢			南町、大山、笠石、堀米

令和4年度鏡石町民生児童委員協議会活動計画

＜重点目標＞ ○民生委員・児童委員制度を守り発展させていこう。

- ＜年間目標＞
- ・民生児童委員制度のPR活動
 - ・主任児童委員と児童委員が連携した活動
 - ・民生委員・児童委員として資質向上を図るための自主研修の実施
 - ・災害時の避難行動要支援者に対する支援方法の研究
 - ・高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための見守りの強化

	活 動 内 容		活 動 内 容
4月	役員会の開催 民生児童委員協議会総会 民生児童委員協議会観桜会（※中止） 小中学校入学式（※参加中止） 保育所幼稚園入園式（※参加中止） 岩瀬地方民児協会長連絡会	10月	敬老会の反省 避難行動要支援者自宅訪問 視察研修の実施
		11月	歳末たすけあい配分先の協議 民生児童委員協議会正副会長の改選について
5月	児童福祉月間の協力 高齢者寝具乾燥消毒事業とりまとめ 定例会終了後研修①	12月	歳末たすけあい配分 民児委員協議会互助会決算報告 役員改選
		1月	年間活動の反省と活動報告 福祉関係団体合同新年会の開催
6月	視察研修計画について 学校訪問（一小・二小） 岩瀬地方民児協研修会	2月	心配ごと相談所の反省と研究
7月	社明運動への協力 7/1	3月	新年度事業計画 小中学校卒業式 保育所幼稚園卒園式 役員会の開催
8月	敬老会実施打合せ 定例会終了後研修②		
9月	老人福祉月間の協力「敬老会」9/17 学校訪問（中学校）		
＜鏡石町社会福祉協議会へ協力事項＞			
○心配ごと相談所への協力		○一人暮らし老人招待事業への協力	
○心配ごと自宅相談		○サロンへの協力	
○鏡石町社協生活援助資金貸付事業への協力		○各種事業への協力	
○福島県社協生活福祉資金貸付事業への協力			

※は新型コロナウイルス感染拡大防止によるもの

消費者安全確保地域協議会議事録

1. 会議名 消費者安全確保地域協議会
2. 会議期日 令和4年8月4日（木） 14:00～14:15
3. 会議場所 勤労青少年ホーム 2階 会議室・集会室
4. 出席者 民生児童委員19名
福祉こども課長及び副課長
5. 議題 鏡石町消費者安全確保地域協議会の設置について

事務局	<p>昨今、なりすまし詐欺をはじめ、光回線サービスのトラブルや点検商法など高齢者等を狙った様々な消費者被害が日々新聞やテレビで報道されています。</p> <p>このような消費者被害を未然に防止し、被害が拡大しないよう我々民生児童委員が日々の活動の中において高齢者等を見守るネットワークの構築が重要となっています。</p> <p>そこで鏡石町民生児童委員協議会を、消費者安全法第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会を兼ねることとしたいと思います。</p> <p>。以上説明を終わります。</p>
会長	<p>只今の説明のとおり、消費者安全確保地域協議会をかねることとしていいかお諮りいたします。</p> <p>委員の皆さんいかがでしょうか。</p>
会長	<p>みなさんご理解いただけたでしょうか。</p> <p>それでは、本日付けで鏡石町民生児童委員協議会は、消費者安全法第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会を兼ねることといたします。</p> <p>今後は日々の活動の中で住民が消費者被害に巻き込まれている、巻きこまれている恐れがあると気づいた場合は町の相談窓口や県の消費生活センターへつなぐよう働きかけていきましょう。</p>